

新島の噴火警戒レベル判定基準

令和元年7月30日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <p>○島内における現象 次のいずれかが観測された場合 ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火が発生</p> <p>○浅い海域における現象 次のいずれかが観測された場合 ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火を繰り返すなど、噴火の規模が拡大傾向 ・居住地域に影響する噴火が発生</p>	該当する現象が観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で（必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ）、すみやかにレベルを引き下げる。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○島内における現象 次のいずれかが観測された場合 ・新島周辺を震源とする浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 ・島内を震源とする浅い火山性地震かつ地殻変動、および浅い低周波地震を観測している状況下で、噴気や地熱域が拡大</p> <p>○浅い海域における現象 次のいずれかが観測された場合 ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 (噴火が発生した際に、島内の居住地域に影響が及ぶ可能性がある場合) ・居住地域に影響しない程度の噴火が発生</p>	噴火が発生せず、左記のいずれの現象も観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で（必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ）、すみやかにレベルを引き下げる。
3	<p>【居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○島内における現象 ・島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測</p> <p>○浅い海域における現象（居住地域から2km以上離れた場所での噴火を想定） 次のいずれかが観測された場合 ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 (噴火が発生した際に、島内の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合) ・震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発</p>	左記で示した条件を満たさなくなり、火山活動に低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○島内における現象 ・顕著な噴気や地熱域の出現</p> <p>○浅い海域における現象（海岸から2km以上離れた場所での噴火を想定） ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 (噴火が発生した際に、島内に影響が及ぶ可能性がない場合)</p>	左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは噴気や地熱活動については、活発化の傾向がないことが明らかになった段階でレベル1に引き下げる。

- ・新島は、特定の火口を持たない単成火山群であり、新島の島内及びその周辺で噴火は発生しうる。そこで、新島の陸域すべて、及び海面上に影響を及ぼすとされる新島周辺の水深100m以浅の海域での噴火を想定する。
- ・浅い海域（水深100m以浅の海域）で噴火の可能性が高まった場合、まずは噴火が予想される位置から2kmの範囲に影響があると想定し、噴火が予想される位置に応じて噴火警戒レベルの判定を行います。浅い海域（水深100m以浅の海域）で噴火が発生した場合は、噴火の状況に応じて噴火警戒レベルを設定しなおします。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（レベル下げのときも同様）。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後隨時見直しをしていくこととする。